

# 仕 様 書

## 1. 事業名

「せとうちの魅力を伝える」エリア化とルート化の推進事業

## 2. 履行期間

契約締結の日～令和6年3月15日（金）

## 3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下、機構という。）では昨年度、インバウンド再開に向けて改めて基本的なルートの確認を行ったが、せとうちエリアを深く掘り下げるルート開発がまだ十分とは言えず、今後重要テーマに沿ったルートを構築していく必要がある。中でも機構が掲げるブランドコンセプトである「AUTHENTIC JAPAN:SETOUCHI(ありのままの日本の魅力はここにある。:せとうち)」の実現に向けて、「海」や「サイクリング」、「リジェネラティブ」（再生型観光）などは重要なコンテンツであり、それらの魅力を磨きあげるとともにエリア化・ルート化を図り、大々的にアピールしていく必要があると考える。

そこで機構では、米、英、仏、独、豪（以下、欧米豪という）の高付加価値旅行者（ET層・SIT層）の高いニーズに応えられる旅行商品造成の推進とともに観光消費額の高い高付加価値旅行者の誘客を促進し、せとうちにおける観光消費額を増加させ、リピーター確保や高評価の拡散に寄与する観光客の満足度を向上させる。

※せとうちエリアとは兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県とする。

※ET層：Educated Traveler（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者）

SIT層：Special Interest Traveler（特定の関心・趣味を目的とする旅行者）

## 4. 活動指針

有識者による検討会や地域とのワークショップの実施、有識者を含むモニターツアーの実施などを行うことで、機構が掲げるブランドコンセプトである「AUTHENTIC JAPAN:SETOUCHI(ありのままの日本の魅力はここにある。:せとうち)」の実現を強く意識し、旅行商品を造成する。

下記アイウともに欧米豪の高付加価値層(ET層・SIT層)をターゲットとする。

ア せとうちの歴史をたどるエリア化・ルート化の商品造成

朝鮮通信使がたどった港を海路で巡ることを想定。現在においても通信使が立ち寄っ

た寺社には多くの書や詩、絵馬などが多く残っており、通信使をかたどった人形や通信使の衣装や音楽を取り入れた祭りも存在している。各地域（港）の朝鮮通信使に関わる歴史やその背景を地域住民や団体グループとともに「朝鮮と交流することでその地域にどんな影響を及ぼし、現在においてどのようなこともたらし、何を残しているか」地域（港）ごとに深堀・探求しストーリーを構築する。またそれを航路としてつないでいくことで知的好奇心の高い層に対して本物志向のルート化を造成する。

#### イ せとうちサイクリングのルート化の商品造成

しまなみ海道にて本物志向（自転車による長距離旅を満喫したい方：E-bikeなども使いヒルクライムや1日100キロ以上走破）を想定。現状、しまなみ海道においてターゲットごとに合わせた推奨ルートはいくつもあるものの、欧米豪ターゲットでかつ本物志向にこだわったルートが今まで存在しなかったため、今回新たに造成する。

#### ウ せとうちリジェネラティブ（再生型観光）ツーリズムのエリア化・ルート化の検討

きれいな海岸を多く有する香川県：小豆島（豊島含む）、徳島県：県南の美波町での実施を想定。

小豆島では海岸清掃を実施し「来た時より帰る時によりキレイになる」を掲げ、地域で小豆島が島の景観・環境にこだわってきたことのプロセスや地域住民と交流・協力することで小豆島ならではの魅力を新たに盛り込む。

美波町では長年ウミガメの産卵地を保護する活動を地域住民や自治体中心となって活動してきた。これをメインコンテンツ（海岸清掃活動含む）としつつ、薬王寺（お遍路23番札所）とともに門前町として栄えた美波町の魅力も合わせて商品として造成する。

## 5. 業務内容

上記の活動指針を踏まえ、有識者や各地域事業者との連携等を活用して、以下（1）から（3）の業務を遂行すること。

ターゲットは欧米豪の高付加価値層。コロナ禍における感染状況を鑑みながら、機構と協議の上決定する。

### （1）基本業務

業務活動計画、及び方法を提案し、事前に機構と協議の上、決定した後に遂行すること。活動計画の策定に当たっては、ワークショップ・検討会、モニターツアー等を具体的に示すとともに年間の具体的な活動量やスケジュール等を含めて提案すること。

また、3つの商品造成のうち「ア せとうちの歴史をたどるエリア化・ルート化の

商品造成」に比重を置いて遂行すること。加えて下記アイウそれぞれの業務において「モニターツアー実施」に比重を置いて遂行すること。

検討会、ワークショップ、モニターツアーなど知見を高めるために各県機構担当者や関連事業者、機構メンバーなどが参加することが望ましい。

ア セとうちの歴史をたどるエリア化・ルート化の商品造成

(ア)セとうちの海の歴史をたどる(朝鮮通信使がたどった)コースの深堀を実施する

(イ)朝鮮通信使の歴史および当時の地図などを調査・分析・研究を実施し、専門家を含めてその魅力を抽出する

(ウ)該当する県や市、地域/地域連携 DMO や地域住民および推進メンバー等とのワークショップ等を実施し、それぞれの地域の魅力を深堀しつつ、エリア化・ルート化を検討する

※朝鮮通信使とゆかりのある兵庫・岡山・広島・山口4県7つの地域(港)でワークショップをそれぞれ3回ずつ実施すること(コロナ禍の状況を鑑みつつ3回のうち1回はリアル開催とする)

※具体的な実施地域(港)に関して<別紙1>を参照

(エ)外国人有識者によるモニターツアーの実施(モニターツアー実施前にルートに関する評価を参加者に確認する)

(オ)モニターツアー参加者の意見を反映したエリア化・ルート化した旅行商品を3件造成する。

※朝鮮通信使が辿った海のルート中心(船を利用した)に旅行商品を造成すること

※朝鮮通信使とは主に江戸時代に朝鮮国から12回日本にやってきた外交使節団のことを指す。豊臣秀吉の朝鮮侵略で破綻した交隣関係を回復し、東アジアに政治的な安定をもたらすと文化交流を重ねて両国の人々の相互理解の促進に貢献。その結果、両国は260年にわたって平和を維持することができた。

2017年には日韓で共同申請した111件333点に及ぶ朝鮮通信使に関する記録が、ユネスコ「世界の記憶」に登録された。

イ セとうちサイクリングルート化の商品造成

(ア)専門家・有識者などによるルート検討会の実施

※機構も構成メンバーとなっている「Setouchi Vélo 協議会事務局」と連携を取る <https://setouchivelo.jp/>

連絡先：窓口：Setouchi Vélo 事務局 本州四国連絡高速道路株式会社

(担当：ユブチ・カクヤマ) 電話番号：078-291-1060

メールアドレス：setouchi-velo@jb-honshi.co.jp

- (イ) 欧米豪に関心の高いしまなみ海道にて1コース設定する。
- (ウ) 外国人有識者および日本在住外国人サイクリング愛好者によるモニターツアーの実施（モニターツアー実施前にルートに関する評価を参加者に確認する）
- (エ) モニターツアー参加者の意見を反映したルート化した旅行商品を1件造成。

※Setouchi Vélo 協議会とは瀬戸内地域及びその周辺地域を、環境に配慮し安全で快適な、世界にも認められる「サイクリングの推進エリア」に育てることにより、瀬戸内地域等のブランド価値の向上を図り、瀬戸内地域等の持続的な地域振興を実現することを目的として、地方自治体、国、経済連合会等で構成する協議会を設立。

#### ウ セとうちリジェネラティブ（再生型観光）ツーリズムエリア化・ルート化の検討

- (ア) 専門家・有識者などによるエリア・ルート化検討会の実施
- (イ) エリアの選定2カ所：小豆島（豊島含む）と徳島県的美波町を想定
- (ウ) 外国人有識者および日本在住外国人自然愛好者によるモニターツアーの実施（モニターツアー実施前に評価を参加者に確認する）
- (エ) モニターツアー参加者の意見を反映したエリア化した旅行商品を2件造成。  
香川県、徳島県それぞれ1件ずつ旅行商品を造成する

※リジェネラティブツーリズムとは「再生型の観光」を指し、旅行先に着いたときよりも、去るときの方が、環境がより良く改善されているという状況を目指すツーリズムのことを指す。

## (2) 報告業務

### ア 定例報告

有識者などとの検討会やワークショップ実施後都度活動状況を報告すること

### イ 年間報告書

- (ア) 提出物 事業実施報告書（A4判）3部、および電子データ
- (イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (ウ) 提出期限 令和6年3月15日（金）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・ 事前に担当職員の承認を受けること。
- ・ 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

(3) その他

(ア) 当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、よりシンプルな事業推進体制とすること。

(イ) 必要に応じて、機構事務所で打ち合わせを実施すること。

## 6. 目標

(1) アウトプットとして

(ア) せとうちの歴史をたどるエリア化・ルート化

ワークショップ参加者人数 21 名以上

※ 4 県 7 か所での合計参加人数

モニターツアー参加者人数 5 名 (外国人有識者含む)

旅行商品 3 件 (1 泊 2 日～3 泊 4 日までの行程を想定)

(イ) せとうちサイクリングルート化

モニターツアー参加者人数 3 名 (外国人有識者含む)

旅行商品 1 件 (1 泊 2 日を想定)

(ウ) せとうちリジェネラティブ (再生型観光) ツーリズムエリア化・ルート化

モニターツアー参加者人数 5 名 (外国人有識者含む)

旅行商品 2 件 (香川・徳島、それぞれ 1 泊 2 日を想定)

(2) アウトカムとして

(ア) せとうちの歴史をたどるエリア化・ルート化

他者への推奨度上昇 20%UP (モニター参加者に事前評価を取り、実施後 10 段階評価で 20%UP 獲得する)

(イ) せとうちサイクリングルート化

他者への推奨度上昇 20%UP (モニター参加者に事前評価を取り、実施後 10 段階評価で 20%UP 獲得する)

(ウ) せとうちリジェネラティブ (再生型観光) ツーリズムエリア化・ルート化

他者への推奨度上昇 20%UP (モニター参加者に事前評価を取り、実施後 10 段階評価で 20%UP 獲得する)

## 7. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定する。

また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

## 8. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については 機構の指示に従うこと。

## 9. 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

## 10. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、「9. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

- (4) コロナ禍における感染防止による外出自粛等、業務の遂行に影響があるものについては、随時機構と協議の上、内容の一部変更・中止等の対応を取ること。
- (5) この事業は、観光庁「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に基づく事業であるため、その補助金交付要綱等を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。

参考：観光庁ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuyu.html>

|  |
|--|
| (一社) せとうち観光推進機構<br>担当：田代、大西<br>電話：082 - 836 - 3217 |
|--|